

事務連絡
平成 27 年 3 月 12 日

各地方整備局 河川部	河川調査官	殿
	地域河川調整官	殿
北海道開発局 建設部	地方整備課長	殿
	河川企画官	殿
沖縄総合事務局 開発建設部	技術管理官	殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長

河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化について

都道府県知事等が、一級河川指定区間の河川整備計画、二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画を定め又は変更する場合には、河川法第 79 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき国土交通大臣の認可又は同意を得ることとされている。

河川整備基本方針等の同意等の基準については、平成 12 年 12 月 27 日付け「河川法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に係る地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の許認可等の基準及び同法第 250 条の 3 第 1 項の許認可等の標準処理期間について」にて通知し、その後、平成 18 年 3 月 31 日付け「河川整備基本方針、河川整備計画の認可等の一層の迅速化について」にて、審査マニュアルを通知しているところである。

一方、平成 26 年 5 月に行われた地方分権改革に関する提案募集において、複数の都道府県から、二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の同意に係る協議の廃止等について提案がなされ、地方分権改革有識者会議等における議論を経て、平成 27 年 1 月 30 日に「二級河川における河川整備基本方針及び河川整備計画を定め、又は変更とする場合の国土交通大臣への同意を要する協議については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る」とする対応方針が閣議決定されたところである。

については、同意等に係る協議の迅速化を図るために、先行事例等の情報提供や実務者会議を開催するなど連携強化を図ることについて、別紙のとおり都道府県等に通知したところである。地方整備局等においては、年度当初に都道府県等と同意等に係る協議のスケジュールを共有するとともに、都道府県等の実務者を対象とした会議を開催するなどし、先行事例等の提供や意見交換を行うなど連携強化を図り、同意等に係る協議の更なる迅速化が図られるよう努めていただきたい。

別紙

事務連絡
平成 27 年 3 月 12 日

各都道府県 河川主管課長 殿
各政令指定市 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
渡邊泰也

河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化について

都道府県知事等が、一級河川指定区間の河川整備計画、二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画を定め又は変更する場合には、河川法第 79 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき国土交通大臣の認可又は同意を得ることとされています。

河川整備基本方針等の同意等の基準については、平成 12 年 12 月 27 日付け「河川法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に係る地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の許認可等の基準及び同法第 250 条の 3 第 1 項の許認可等の標準処理期間について」にて通知し、その後、平成 18 年 3 月 31 日付け「河川整備基本方針、河川整備計画の認可等の一層の迅速化について」にて、審査マニュアルを通知しているところです。

一方、平成 26 年 5 月に行われた地方分権改革に関する提案募集において、複数の都道府県から、二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の同意に係る協議の廃止等について提案がなされ、地方分権改革有識者会議等における議論を経て、平成 27 年 1 月 30 日に「二級河川における河川整備基本方針及び河川整備計画を定め、又は変更とする場合の国土交通大臣への同意を要する協議については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る」とする対応方針が閣議決定されたところです。

については、同意等に係る協議の迅速化を図るために、先行事例等の情報を別途提供するとともに、地方整備局等において実務者会議を開催するなどして、一層の連携強化を図ることとしました。河川整備基本方針等の作成にあたっては、これまで通知した基準等とあわせて別途提供する先行事例等を参考にし、必要な資料を準備のうえ協議していただくようお願いします。また、技術的な事項に関して不明な点等があれば、適宜、地方整備局等に相談していただくようお願いします。

事務連絡
平成 27 年 3 月 12 日

各都道府県 河川主管課長 殿
各政令指定市 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
渡邊泰也

河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化について

都道府県知事等が、一級河川指定区間の河川整備計画、二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画を定め又は変更する場合には、河川法第 79 条第 1 項、第 2 項の規定に基づき国土交通大臣の認可又は同意を得ることとされています。

河川整備基本方針等の同意等の基準については、平成 12 年 12 月 27 日付け「河川法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に係る地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の許認可等の基準及び同法第 250 条の 3 第 1 項の許認可等の標準処理期間について」にて通知し、その後、平成 18 年 3 月 31 日付け「河川整備基本方針、河川整備計画の認可等の一層の迅速化について」にて、審査マニュアルを通知しているところです。

一方、平成 26 年 5 月に行われた地方分権改革に関する提案募集において、複数の都道府県から、二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の同意に係る協議の廃止等について提案がなされ、地方分権改革有識者会議等における議論を経て、平成 27 年 1 月 30 日に「二級河川における河川整備基本方針及び河川整備計画を定め、又は変更とする場合の国土交通大臣への同意を要する協議については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る」とする対応方針が閣議決定されたところです。

については、同意等に係る協議の迅速化を図るために、先行事例等の情報を別途提供するとともに、地方整備局等において実務者会議を開催するなどして、一層の連携強化を図ることとしました。河川整備基本方針等の作成にあたっては、これまで通知した基準等とあわせて別途提供する先行事例等を参考にし、必要な資料を準備のうえ協議していただくようお願いします。また、技術的な事項に関して不明な点等があれば、適宜、地方整備局等に相談していただくようお願いします。